【令和7年度 和田ふるさと館内農産加工実習所みそづくり申込要項】

l 対象者

以下の(1)(2)のいずれも満たすこと。

- (1) 市内に住所を有する方で構成された3人以上(指導者含む)のグループ
- (2) 佐倉市農村婦人の家において、令和7年度にみそづくりを行わないこと

2 貸出施設

・和田ふるさと館内農産加工実習所(佐倉市八木850番地1)

3 貸出期間

令和8年 | 月6日(火)から令和8年3月22日(日)までの期間のうち、指定の3日間又は | 日

4 貸出時間

午前9時から午後5時まで(片付け、清掃等の時間を含む。)

5 申込書配布及び申込期間

令和7年11月25日(火)から同年12月5日(金)午後5時まで

6 申込書配布場所

- ・和田ふるさと館(佐倉市八木850番地 1)
- ・佐倉市農政課ホームページ

7 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、和田ふるさと館へ持参により提出

8 申込書提出期限

令和7年12月5日(金)午後5時【厳守】

9 使用料金

- ・3日間コース 5,000円
- ・1日コース 2,000円
- ※使用日初日に納入いただくこととなります。

(土・日・祝日が使用日初日の場合は、その直前の平日に、使用申請と使用料の納付をお願いします。)

10 抽選について

利用日は、申込書提出期限の翌日以降に、農政課職員による抽選を行い、決定します。抽選の結果、ご希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

なお、申込者立ち合いによる抽選会は開催いたしません。

|| 抽選結果の通知

令和7年12月15日(月)頃に、代表者に対して郵送で通知します。

※電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

12 注意事項等

(1) みそづくりは | 世帯 | 人 | 回限りの申込とし、同一人物が複数グループ の構成員となることはできません。ただし、下記(2)の指導員の役割を 担う方のみ、複数グループの構成員となることができます。申込書の備考 欄に指導者である旨ご記載ください。

また、農村婦人の家と和田ふるさと館の両方への申込みもできません。 上記に反した場合、申込を無効とさせていただきます。

- (2) みそづくり初心者の方は、<u>必ず各自で指導者(加工機械の操作を熟知し</u>ている方)をグループに加えてください。
- (3)施設を利用する際は、<u>必ずグループの代表者又は副代表者が参加してく</u>ださい。代表者、副代表者のどちらも参加しない場合、施設の利用はできません。

ただし、やむを得ない場合は、グループ内の他の人を一時的に副代表者 に変更することもできますので、事前に施設にお申し出ください。

- (4)加工量は、最大5斗(75kg)まで可能です。材料などは各自で用意して ください。
- (5) 利用決定グループ以外は、農産加工室の使用はできません。材料の浸水 などの時間のかかる事前準備は、あらかじめご家庭でお願いします。
- (6) 本要項に記載の注意事項のほか、各施設の使用のルールにも従っていた だくとともに、施設内では施設職員の指示に従ってください。
- (7)貸出時間内(午前9時~午後5時)に、片付けや清掃まで全て終了させてください。
- (8) 発生したゴミ等は、各自で必ずお持ち帰りください。施設での回収、処

分はしません。

(9)利用者の故意又は重大な過失により機械や備品の故障や破損が生じた場合、修理費等を負担していただく場合があります。

(10) 作業中の怪我につきましては、市は責任を負いかねますのであらかじめ ご了承ください。

(II) 施設の利用をキャンセルする場合は、必ず速やかに<u>和田ふるさと館に</u>ご 連絡ください。

(12) 有償・無償を問わず、利用の権利を譲り渡すことはできません。

(13) 虚偽の申請や名義貸し等の不正が発覚した場合は、使用の承認を取り消します。

(14) 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大や災害の発生等、やむを得ない 理由により、本事業を縮小又は中止とする可能性もありますので、ご了承 ください。なお、この場合に生じた損害(購入した原料等)について、市 では負担いたしかねます。

13 問合せ先

・佐倉市役所農政課管理班 電話番号:484-6|4|

・和田ふるさと館 電話番号:498-4000